

子どもの性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置について

平成28年4月14日

子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議決定

令和2年7月10日改正

令和3年6月11日改正

令和4年5月13日改正

令和5年7月26日改正

令和6年8月29日改正

令和7年7月11日改正

1 関係府省において、子どもの性的搾取等に係る総合的な対策を検討・推進するため、子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議に、「子どもの性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。

議長 こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長

警察庁生活安全局人身安全・少年課長

こども家庭庁成育局安全対策課長

こども家庭庁支援局総務課長

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長

総務省情報流通行政局情報流通振興課長

法務省刑事局公安課長

法務省人権擁護局参事官

外務省総合外交政策局人権人道課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

経済産業省商務情報政策局情報経済課長

観光庁参事官（旅行振興）

3 ワーキンググループの庶務は、関係府省の協力を得て、こども家庭庁において処理する。

4 「児童ポルノ排除対策ワーキンググループの設置について」（平成22年2月4日児童ポルノ排除対策ワーキングチーム決定）は、平成28年4月14日

に廃止する。これに伴い、児童ポルノ排除対策ワーキンググループが検討した事項等については、ワーキンググループに引き継がれるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。